

平成29年4月19日

※ 今後、内容の変更があり得ることに留意いただきたい。

ヒトES細胞の樹立に関する指針の一部を改正する件 新旧対照条文 (手続の簡素化関係)
 ○ヒトES細胞の樹立に関する指針 (平成二十六年文部科学省・厚生労働省告示第二号)

(抄)
 (傍線部分は今回改正部分)

改正案	現行
<p>(樹立機関の長の了承) 第十四条 (略)</p> <p>2 樹立計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 樹立責任者及びヒト胚を取り扱う研究者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び樹立計画において果たす役割</p> <p>四 前号に規定する研究者以外の研究者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び樹立計画において果たす役割</p> <p>五 〃十四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(樹立計画の変更) 第十七条 樹立責任者は、第十四条第二項第一号、第三号及び第五号から第十三号までに掲げる事項の変更(同項第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事項にあつては、軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、樹立計画変更書を作成して、樹立機関の長の了承を求めるとする。この場合において、了承を求められた樹立機関の長は、当該変更の科学的妥当性及び倫理</p>	<p>(樹立機関の長の了承) 第十四条 (略)</p> <p>2 樹立計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 樹立責任者及び研究者の氏名、略歴、研究業績、教育研修の受講歴及び樹立計画において果たす役割</p> <p>(新設)</p> <p>四 〃十三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(樹立計画の変更) 第十七条 樹立責任者は、第十四条第二項第一号及び第三号から第十二号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、樹立計画変更書を作成して、樹立機関の長の了承を求めるとする。この場合において、了承を求められた樹立機関の長は、当該変更の科学的妥当性及び倫理的妥当性について樹立機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき当該変更</p>

的妥当性について樹立機関の倫理審査委員会の意見を求めるとともに、当該意見に基づき当該変更のこの指針に対する適合性を確認するものとする。

2
6 (略)

7 樹立責任者は、第十四条第二項第四号及び第十四号に掲げる事項の変更並びに同項第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事項の軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ、樹立計画変更書を作成して、樹立機関の長の了承を求めるものとする。

8
10 (略)

のこの指針に対する適合性を確認するものとする。

2
6 (略)

7 樹立責任者は、第十四条第二項第十三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、樹立計画変更書を作成して、樹立機関の長の了承を求めるものとする。

8
10 (略)